

「コフプみらいかがやき大賞」「コフプみらい地域かがやき賞」「コフプみらいくらしと地域づくり助成」により、
NPO 法人や各種ボランティア団体、市民活動団体などを応援

2014年度「社会貢献活動助成団体」の募集を 9月8日(月)から順次開始します

コフプみらい（本部：埼玉県さいたま市、理事長：田井 修司、事業エリア：千葉県・埼玉県・東京都）は、地域社会づくりに貢献する NPO 法人や各種ボランティア団体、市民活動団体などを応援する「コフプみらい社会貢献活動助成金」の制度をリニューアルし、9月8日（月）から順次募集を開始します。

「コフプみらい社会貢献活動助成金」制度はこれまで各事業エリア（千葉県・埼玉県・東京都）で異なる制度・運用を行っておりましたが、2014年度から「コフプみらいかがやき大賞」「コフプみらい地域かがやき賞」「コフプみらいくらしと地域づくり助成」の3つの助成金制度とし、名称、応募、選考方法を統一しました。これら3つの助成の総額は約1,130万円になり、2015年3月に助成します。

本年度の「コフプみらい地域かがやき賞」は、当該団体の設立日から2014年3月末日までに実施した事業・活動を対象に助成する制度です。各都県の有識者の推薦と公募で選考された団体の中から、「コフプみらい地域かがやき賞選考委員会」が各エリア5団体を選定し、功績をたたえとともに、表彰状と副賞20万円を贈呈します。「コフプみらいかがやき大賞」は「コフプみらい地域かがやき賞」を受賞した団体の中から、特に優れた団体を各エリア1団体選定し10万円を贈呈します。

「コフプみらいくらしと地域づくり助成」は、2015年3月21日から2016年2月末日までに実施する事業・活動を対象とする助成金制度です。各都県の理事・事務局で構成する「コフプみらいくらしと地域づくり助成選考委員会」が団体を選定し、事業計画の2分の1以内の金額を助成します。

コフプみらいでは「社会貢献活動助成金」制度を通じて、コフプみらいのビジョン「食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも頼られる生協へ。」の実現とともに、地域活動の推進、諸団体との連携を強めて参ります。

2014年度「社会貢献活動助成金」制度の詳細につきましては、次ページ以降をご参照ください。

《生活協同組合コフプみらい 概要》

ちばコフプ、さいたまコフプ、コフプとうきょうは組織合同(合併)し、「コフプみらい」になりました

- 【住 所】埼玉県さいたま市南区根岸 1-5-5
- 【理 事 長】田井 修司 (たい しゅうじ)
- 【組 合 員 数】308 万人 (2014 年 7 月 20 日現在)
- 【総 事 業 高】3,629 億円 (2013 年度)
- 【事業エリア】千葉県、埼玉県、東京都
- 【ホームページ】<http://mirai.coopnet.or.jp/>

－ 2014 年度「社会貢献活動助成金」概要 －

助成の対象となる事業・活動について

①食・食育、②消費者の権利、③福祉、健康、④子ども・子育て、次世代支援、⑤教育、文化、スポーツ、⑥環境保全、⑦地域社会参加、行政との連携、NPO・NGO との連携、⑧人権、平和、国際協力・交流、⑨防犯・防災、災害支援

「コープみらいかがやき大賞」

対象期間：当該団体の設立日～2014年3月末日まで実施した事業・活動

助成金額：「コープみらい地域かがやき賞」を受賞した団体から特に優れた団体に対して各10万円を贈呈（各エリア1団体）＜総額30万円予定＞

選考方法：コープみらい社会活動委員会による選考

「コープみらい地域かがやき賞」

対象：当該団体の設立日～2014年3月末日まで実施した事業・活動

助成金額：1団体につき原則として20万円を助成（各エリア5団体）＜総額は300万円を予定＞

応募期間：2014年9月8日（月）～10月3日（金）

応募方法：選考委員会による推薦、および公募（ホームページなどで案内します）

選考方法：各都県の有識者で構成する「コープみらい地域かがやき賞選考委員会*」が受賞団体を選定

※行政、マスコミ、商工関連、大学、NPO支援センター関係者など（有識者3～5名）で構成

「コープみらいくらしと地域づくり助成」

対象期間：2015年3月21日～2016年2月末日までに実施する事業・活動

助成金額：1団体につき原則として10万円を上限に、活動・事業計画予算額の半分とします
＜総額は約800万円を予定＞

応募方法：公募（ホームページなどで案内します）

選考方法：各都県の理事・事務局で構成する「コープみらいくらしと地域づくり助成選考委員会」が団体枠数を設定し選定

応募資格

- ①公益を目的とした団体で、埼玉県、東京都および千葉県内に活動拠点があり、すでに活動しているか、活動を立ち上げようとしている団体の事業・活動を対象とします。但し、法人格の有無は問わないものとします。
- ②代表者・所在地等、組織や事業の運営の重要事項が定まっていて会員数が5人以上の団体とします。
- ③当該年度での助成は1団体について1件に限ります。
- ④政治・宗教活動や営利を目的とする事業は対象から除外します。
- ⑤くらしと地域づくり助成での1団体への助成回数の上限は2回とします。
- ⑥くらしと地域づくり助成は、活動・事業の終了後、決算・活動報告書を提出していただきます。